都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 別記第一号様式から第三十九号様式まで別表第十三から別表第二十まで(現行 第一 別表第一から別表第十一まで 別表第十二 目 次 有害物質の種類 条から第八十三条まで ルモノ 十七 (現行のとおり) (現行のとおり) マー 塩化ビニ 汚染土壌処理基準 0.001 (現行のとおり) 改正案 (現行のとおり) (第五十六条関係) (現行のとおり) (現行のとおり) 基準値 ミリグラム) 一キログラムにつき 一キログラムにつき (現行のとおり) (平成十三年東京都規則第三十四号) 別記第一号様式から第三十九号様式まで別表第十三から別表第二十まで(略) 第一 別表第一から別表第十一まで 別表第十二 汚染土壌処理基準 の項まで 素及びその化合物 でその化合物の項 次 有害物質の種類 条から第八十三条まで (略) (略) 新旧対照表 つきミリグラム)液一リットルに溶出量 (単位 検 略) 略) 抄 現行 (第五十六条関係) (略) 基準値 ミリグラム) 一キログラムにつき 一キログラムにつき 略

(現行のとおり)

(略)